

## 第9回宇都宮市景観審議会議事録

平成26年2月26日

午前10:00～

14A会議室

### 出席委員

1号委員（学識経験者）

三橋伸夫委員，赤羽薫委員，小花伸子委員，  
岡田義治委員，梶原良成委員，山島哲夫委員

2号委員（関係団体代表）

上野勝弘委員，橋本理委員，渡辺政行委員，床井光雄委員

3号委員（関係行政機関）

戸倉健司委員，田村穰委員（代理：栗原幸雄）

4号委員（市民公募）

足立知子委員，富健治委員

（計14名）

### 欠席委員

1号委員（学識経験者）

前橋明朗委員

2号委員（関係団体代表）

神原敦子委員

3号委員（関係行政機関）

飯嶋守委員

（3名）

### 出席幹事

飯塚由貴雄幹事

（1名）

### 事務局

高橋裕司書記，大貫真一書記，中山利之書記，  
松井義幸書記，藤田寛貴書記，阿部寛大書記

（6名）

書記 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

書記 それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第9回宇都宮市景観審議会次第
  - ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
  - ・ 諮問書
  - ・ 議題第1号「宇都宮市景観計画の変更について」
  - ・ 議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」
  - ・ 説明資料 「宇都宮市景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について」
  - ・ 参考資料 「景観形成重点地区の規制の仕組み」
- また、机上にご用意いたしました資料として、
- ・ 補足資料 「雀宮駅東西駅前広場周辺の現況写真」
  - ・ 「宇都宮市景観審議会関係資料」となります。

資料については以上でございます。不足しているものがありましたら、お知らせください。  
よろしいでしょうか。

## <1. 開会>

書記 それでは、只今から、「第9回宇都宮市景観審議会」を開催いたします。

山島会長、進行をよろしくお願いします。

## <2. 挨拶>

山島会長

それでは審議会を開催したいと思います。

皆さん、おはようございます。今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は後ほどまたご説明がございましたが、前回11月に素案について検討したもので、その後、素案の縦覧・公聴会を行ったところ、意見が出てきていないという事がございますので、前回とほぼ同じ内容になるかと思っております。そこで、前回欠席された委員の先生方には、いろいろご意見をお伺いいたします。他の先生方も、お気付きの点があればまた発言していただきたいと思っております。本日は、ご協力のほどよろしくお願い致

山島会長	<p>します。</p> <p>ではまず本会の成立について、事務局からお願いします。</p>
書記	<p>はい、議長。本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。</p> <p>これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。</p> <p>また、上野委員につきましては、事前に所用により遅れる旨のご連絡を頂いております。</p>
書記	<p>次に、会議の公開及び傍聴者の報告をいたします。</p> <p>本日の会議につきましては、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませので公開となります。</p> <p>また、現在傍聴者はございません。以上ご報告致します。</p>
<b>&lt;3. 議事&gt;</b>	
山島会長	<p>それではまず、最初に、審議会運営要領の第4条に基づき、本日の議事録署名委員といたしまして、三橋委員と床井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>本日の議事といたしまして、議案は2件となります。</p> <p>この議案につきましては平成26年2月17日付で、市長より諮問されております。</p> <p>議案第1号につきましては、「宇都宮市景観計画の変更について」でございます。議案第2号は、「広告物景観形成地区の指定について」でございます。両議案とも雀宮駅周辺地区についてでございます。</p> <p>審議の進め方につきましては、両議案は関連がございますので、一括で審議したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
山島会長	<p>それでは、一括で審議いたします。</p>
山島会長	<p>付議案件の審議につきましては、改めて会議の公開、非公開に</p>

山島会長 について確認させていただきます。  
本日の審議につきましては、「公開」とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

山島会長 それでは、審議の公開に際し、傍聴者の方はいらっしゃらないので、このまま審議に入ります。

### <3. 議事>

山島会長 それでは、議事に入ります。  
議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」、議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」、併せて事務局よりご説明をお願い致します。

飯塚幹事 それでは、議案第1号、第2号について、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、今回の付議の理由ですが、「宇都宮市景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定案」を作成いたしましたので、宇都宮市景観条例第3条および宇都宮市屋外広告物条例第24条の規定により、景観審議会の審議を求めるものでございます。

二つに議案が分かれておりますけれども、山島会長からご説明がありましたように、両議案は関連していることから、併せてご説明いたします。

ここで、議案の説明に入る前に、景観形成重点地区の規制の仕組みについて、概要を説明させていただきます。A4版縦1枚の参考資料「景観形成重点地区の規制の仕組み」をご覧ください。

「1 概要」でございしますが、景観形成重点地区は、宇都宮市の顔にふさわしい地区を、「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針や色彩、デザイン、緑化などの景観形成のルールを定め、重点的に景観づくりを進める制度となっております。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、宇都宮市は、市域全体が景観計画の区域となっております。その中でも、特に、宇都宮の特徴を有し、本市の顔として

ふさわしい地区を「景観形成重点地区」として指定する取組を進めているところであります。第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行しております。その後、平成24年7月に「白沢地区」、平成25年1月に「大通り地区」で施行しております。

また、住民の発意により、地域住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区を「景観形成推進地区」として指定し、地域の景観づくりを支援しているところであります。こちらは、旧上河内町の「中里原地区」を指定し、平成22年1月から施行しております。

次に、「景観形成重点地区の特徴」ですが、下の段の「3 一般の地区（市全域）と景観形成重点地区の規制の仕組み」の図解もあわせてご覧ください。

1点目の特徴については、届出対象の規模でございますが、一般の区域では高さ10mを超えるもの、建築面積1,000㎡を超えるものという大規模なものなのですが、今回のように景観形成重点地区への指定がなされますと、すべての建築物、いわゆる建築確認が必要なもの全てが届出の対象となり、きめ細かな景観形成が図れるようになるという制度でございます。

2点目の特徴は、届出・審査の流れについてですが、不適合だった場合については、景観審議会のご意見を伺いまして、変更命令等を行うことができるようになります。また、変更命令等に従わない場合については、罰則を適用することができるなど、景観形成のルールの特効性が高まることにより、良好な景観を保持することができる、というものであります。

3点目の特徴は助成制度がありまして、景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がございます。

以上で、参考資料の「景観形成重点地区の規制の仕組み」についての説明を終わります。

また、参考として、本日の議題であります雀宮駅の東西駅前広場周辺の現況写真を印刷したA3カラーの補足資料も準備しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

上の段の一番目は、雀宮駅西口でございます。駅前広場全体と新しくなった駅舎が出来た時の写真を載せてあります。

下の段は、雀宮駅東口の現況写真となっております。宇都宮工業高校や南図書館などが出来ておりまして、現在は写真のよ

うなまちなみが出来上がっている状況でございます。

このような事を念頭におきまして、本日の議案の説明に入らせていただきたいと思います。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」ですが、景観形成重点地区の中に雀宮駅周辺地区を追加して指定するものがございます。議案第1号の56ページをお開きください。56ページから60ページを「雀宮駅周辺地区」という事で追加しておりますので、まず、56ページをご覧ください。

56ページ左側の「4 雀宮駅周辺地区」でございますが、(1)では位置及び区域を記載しており、宇都宮市雀宮町と雀の宮1丁目の各一部で、下の図に示す区域となります。面積の合計は約16haとなっており、右側は北に南図書館、南に宇都宮工業高校のある駅東口ゾーンです。左側は、駅前広場を中心とした駅西口ゾーンであり、若干許可基準なども違うものですから、この2つのゾーンに分けて、工夫して指定していきたいと考えております。

右側の57ページをご覧ください。(2)では景観形成の方針、(3)では建築物等に関する行為の制限などが記載してあります。以下60ページまでが追加した内容でございます。60ページには(4)といたしまして屋外広告物に関する行為の制限が記載してございます。

こちらの内容については、専門的な記述が多いものですから、後ほど説明資料で、分かり易く説明させていただきたいと思います。

続きまして、議案第2号に移らせていただきたいと思います。議案第2号の資料の1ページをお開き下さい。「広告物景観形成地区の指定(案)」でございます。こちらは宇都宮市屋外広告物条例第3条の2第1項の規定による広告物景観形成地区を指定しまして、同条第2項の規定による当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定め、同条例第12条の規定により、次のとおりと告示し、平成26年7月1日からの適用を予定しております。

「1 広告物景観形成地区の名称」と「2 広告物景観形成地区の対象区域」については、先ほどの議案第1号の内容のとおりでございます。

1 ページめくっていただきまして、「3 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準」としまして、「(1)基本方針」、「(2)基準」などを記載しておりますけれども、こちらにつきましても専門的なものとなりますので、まとめて分かり易く説明資料の方で説明させていただきたいと思えます。

以上が、議案書の説明となります。

それでは、A3版の説明資料をご覧いただきたいと思えます。

まず、「1 変更及び指定の理由」でございますが、今回、対象区域としております雀宮駅周辺地区につきましては、宇都宮市南部の拠点として駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域であります。

これら新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、宇都宮市景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定し、併せて、屋外広告物の許可基準を定めるため、屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時に指定しようするものであります。

「2 策定経過」であります。まず、平成22年4月に、市全体として第2次宇都宮市都市計画マスタープランを策定いたしました。その中で雀宮駅周辺地区については、地域交流拠点に位置づけております。平成23年3月には、駅舎が整備され供用が開始されております。さらにその後、文教施設や駅前広場の供用も開始されて、公共施設の整備が進められてまいりました。

地元の住民の皆さんに対しては、平成23年7、8月に景観づくりについての自治会説明会を行い、11月にはアンケート調査を行っております。

平成24年7月からは、景観に関する啓発紙を配布いたしまして、11月からは駅西口ゾーンの権利者への個別説明を始め、ご意見を伺いながら素案の作成を進めてきた所であります。

その後、平成25年の11月に当審議会において、雀宮駅周辺地区の景観形成重点地区及び広告物景観形成地区の指定の素案について、ご審議いただいた所であります。

12月には、素案の縦覧・公聴会を開催しましたが、個別に権利者によく説明していたという事で、縦覧者、意見書の提出は特にございませんでした。

平成26年2月10日の都市計画審議会につきましても、こ

の景観形成重点地区指定の案について諮問しており、「異存なし」の答申を頂いております。

従いまして、11月の当審議会の資料の内容とほとんど同じなのですけれども、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1) 景観形成重点地区の区域」であります。図に示した区域としており、雀宮町、雀の宮1丁目の各一部にあたっております。駅前広場から見える範囲を基本とした中で、駅前広場とそれに面している宅地であり、これが約16haとなっております。

また、この区域については、景観特性に応じて、雀宮駅の西側と東側をそれぞれ「駅西ロゾーン」と「駅東ロゾーン」として区別しております。

次に、右側に移りまして、「(2) 景観形成重点地区の目標及び方針」ですが、まず、景観形成の目標として、「南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の方針ですが、共通方針といたしまして「南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成」、ゾーン別方針については、駅西ロゾーンでは「多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成」、駅東ロゾーンでは「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」をそれぞれ掲げております。

続きまして、「(3) 良好な景観のための行為の制限」となります。

「①届出対象行為」ですけれども、右下の表のとおり、建築確認が必要な建築物、工作物の新築や外観の変更などを対象としております。

続きまして、裏側の2ページ目をお開きください。

「②行為の制限」についてですが、こちらが景観形成基準を作成しているものです。

雀宮駅周辺地区については、「駅西ロゾーン」と「駅東ロゾーン」に分けておりますので、各ゾーンにおいて、景観形成基準を作成しております。

まず項目の一つ目ですが、建築物の形態意匠の色彩基準につきましては、両ゾーンともに低彩度・高明度の色彩を基準としておりますが、駅西ロゾーンの周辺が住宅や商店で構成されているのに対し、駅東ロゾーンの周辺は田園風景となっているた



め、使用できる色彩の範囲を制限しております。具体的には、右側の別表1，2のとおりとなっております。

駅西ロゾーンに比べて、駅東ロゾーンのほうが限られた範囲の色彩基準となっております、また、駅西ロゾーンにつきましては、強調色の基準を盛り込んでおります。

このように、使用することができる色彩をある程度限定することで、色彩の調和を図って、連続性のある良好な街並みを形成していくことができ得るものでございます。

次の段ですが、形態についてですけれども、駅西ロゾーンにつきましては、店舗やサービス施設における開放的な造りを推奨しております、快適な空間を形成していこうと考えております。

次に、設備機器についてですが、室外機等に対する基準を盛り込んでおります。

他に、照明については夜間景観に配慮する内容、その他といたしまして、窓ガラス内側からの広告物の掲出を抑制する内容、また、緑化を推進する内容を基準に盛り込んでおります。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準となります。

続きまして、説明資料の3ページをお開きください。

3ページの左側の「4 屋外広告物に関する行為の制限」であります、屋外広告物の基準につきましても、駅西ロゾーンと駅東ロゾーンとで分けて作成しております。基本的には、派手で巨大な広告物の掲出を制限するような基準となっております。

まず、共通基準についてご説明いたします。

一つ目の意匠としまして、色彩の基準につきましては、地色に高彩度色、いわゆる原色の使用を禁止するものとなっております。具体的な色彩の範囲につきましては右側の別表3に示した範囲となります。ただし、原色の使用を一切禁止しているのではなく、地色の1/3につきましては、使用できるものとしております。こちらはデザインなどで、多少の原色でしたら使用することができる基準となっております。

共通基準の2つ目ですけれども、総表示面積については、駅西ロゾーンでのみ基準化しており、1敷地では20㎡以内としております。

続いて、種別についてですが、自家用広告物のみとしており、原則、自家用以外の広告物を掲出することはできない基準となっております。

当地区につきましては、駅前ということで通過交通があるような区域ではなく、宇都宮市南部地域の玄関口でもあるため、広告物の林立を防ぐため、自家用外広告物を禁止する基準を盛り込んでおります。

ただし、すべての自家用外広告物の掲出が禁止されるというのではなく、縦50cm、横1m以下などの基準を守ることによって掲出することができるものもございます。

その他といたしまして、照明については、派手な電飾や点滅照明、映像装置の使用を禁止しているところであります。

次に、広告物の種類別基準についてであります。まず、屋上広告物の設置を禁止しております。

また独立広告物については、1面当たりの表示面積を10㎡以内としております。

次に、壁面広告物ですけれども、駅西口ゾーンでは、表示面積の合計を10㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下としております。駅東口ゾーンでは、表示面積の合計を20㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下にしております。

また、突出広告物、いわゆる袖看板につきましては、張り出しの幅を1m以下、表示面積は1面あたり1.5㎡以下で1基あたり3㎡以下、設置位置は軒高さ以下としております。

3ページの右側には色彩誘導のイメージ、屋外広告物の掲出イメージをイラストにしていますので参考にさせていただければと思います。このような基準を作ることで、広告物のデザインを工夫し、おもてなしの景観を創出してほしいと考えております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

続いて、裏面の4ページの左側であります。今回色彩基準に用いている「マンセル表色系による色彩表現」の概要を、参考として記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

右側に移りまして、「5 広告物景観形成地区の内容」についてですが、区域、基本方針及び広告物景観形成基準は、景観形成重点地区の区域、基準等と同様としております。

これは、景観形成重点地区の指定と併せて、宇都宮市屋外広告物条例に基づく広告物景観形成地区を同時に指定すること

飯塚幹事 　で、屋外広告物景観形成基準を広告物の許可基準とするものでございます。

　これにより、景観条例と屋外広告物条例の連携や整合性を図っているところであります。

　最後に、「6 今後のスケジュール」ですが、この景観審議会ですらで答申を頂いた後、3月の告示によって、景観計画の変更を行い、6月の市議会において景観条例の改正をお願いいたしまして、7月からの施行を予定しているところでございます。

　以上で、議案第1号、第2号の一括した説明とさせていただきます。

　ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

山島会長 　ありがとうございます。

　ただいま説明いただきましたが、前回出席された方々からも意見があると思いますが、まず、前回ご出席でない委員の皆様、何かございますでしょうか。

岡田委員 　前は欠席してしまいすみません。

　この重点地区の内容を見させていただいたのですけれども、概ねきちんとなっているのではないかと思います。この地区につきましては、市の南の玄関口となっているので、これを基準として地区指定ができるような方向で進んでいってほしいと思います。また、この地区については、文化財などが付近にありますけれども、そういう所との整合性も視野に入れながら重点地区の指定をやっていってほしいと思います。全体を見て、説明を聞いて、概ねきちんとした計画であると思います。

山島会長 　ありがとうございます。

三橋委員 　私も概ね妥当だと思っているのですが、一点ちょっと気になったことがあります。駅東口の屋根に関する色彩基準、別表2ですが、屋根の基調色が、いずれの色相においても彩度は低いのですが、明度が6以上という事で、比較的明るい色に誘導する考え方になっています。屋根ですから、明度が高いと雨風で汚れが目立ちやすいのかなと思います。

　この場合に、駅東口は、新幹線の高架から比較的屋根が目立つ位置関係にあるので、例えば建物の所有者に、屋根の明度が高いことで維持管理により一層気を使うような負担が生じない

- 三橋委員 かということが気がかりなのですが，事務局としてはどのようにお考えですか。
- 飯塚幹事 申し訳ありません。説明資料の記載に誤りがありました。  
説明資料2ページの右側をご覧ください。駅東口ゾーンの数値表にあります屋根の明度6以上，外壁の明度5以下というのは誤りでありまして，正しくは，その下にありますマンセル色表をご覧ください。  
赤で囲んである部分が外壁の基調色となっております，6以上の明度のものを使っていたく形にしているものです。  
屋根の基調色につきましては，青で囲んである部分となっております，明度5以下という基準としております。  
屋根の方は比較的落ち着いた色に，外壁の方は少し明るめの色にさせていただきたいという事です。  
大変申し訳ございませんでした。修正させていただきます。
- 山島会長 それでは本日の審議に関しては，正しい表記に修正した内容を審議するという事によろしいですね。その他，いかがでしょうか。
- 赤羽委員 私は現地を見て来たのですが，栃木県のJRの駅周辺というのはライトグレーで，どちらかというと寒々とした雰囲気が多いように感じます。そのような中，雀宮駅の東口については，非常に明るい雰囲気であつたに良好な景観だと認識致しました。駅舎も写真では分かりにくいですが，ヨーロッパでも北の方の街の色調になっており，どちらかというとサントペテルブルクのような外壁の色味となっております。  
もう一つの南図書館も，まさにエルミタージュ美術館のような色味で，現地でもなかなかいいなと思つた。しかし若干，東口にしても西口にしても活力に乏しいですね。行った時のことですが，歩いている人も少ないですし，通学の時間帯でしたら学生がいるかもしれませんが，制服は黒っぽいので，何となくイメージすると寂しいかなと思つた。出来ればストリートファニチャー等も，もう少し活力のある色調にしても良かったのかなと感じました。でも，概ね良好な景観だと思います。
- 山島会長 ありがとうございます。

梶原委員

私の方も、概ね良好な景観になっているのではないかなと見させていただきました。

一つお伺いしたい事として、平成23年に地元の方にアンケート調査をされたという事で、この時に住民の方からどのような意見が出てきたか興味があるところなのですが、何か資料がございましたらお願いします。

あと、色彩の基準の中に「自然素材を着色せずに使用する場合」という内容がありますが、例えば、外壁などでコンクリートの打ちっばなしがそれに該当するかどうか、あるいはステンレスの屋根材を使う場合もこれに含まれるかどうかをお伺いしたいと思います。

飯塚幹事

まず、アンケート結果でございますけれども、まず、良好な景観のために大切なこととしては、「建物、看板や庭の美化など、地域で共通の約束事をつくり、協力する」を選ばれた方が約37%であり、4割位の方が何かしらのルールを作った方がいいのではないかと、というアンケート結果が出ております。

また、望ましいまちなみ景観としては、「新たに整備された雀宮駅舎と調和した近代的なまちなみ景観」と、「塀、柵、街路樹などによる緑豊かで潤いあるまちなみ景観」というのが28%、約3割の方が答えており、駅舎を活かしたまちなみ景観が大切であるという方や、街路樹などの緑がほしいという方がおられました。

街路樹についてはスペース的なものがございまして、緑の豊富な駅前広場とまではなかなか整備がなかなかあったというのが行政としての反省点ではございます。

コンクリートの打ちっばなしやステンレスのものについては、そのものの色彩がどういった値に該当するのか審査しておりますので、近似した色、値という事で審査しております。

梶原委員

あとステンレスの場合で言うと、あれは反射するもので色という概念から外れる部分ありますよね。そういった場合に扱いにくい部分もあるかなと思ったりもするのですが、そういうものの扱いはいかがですか。

飯塚幹事

ステンレスのようなものについても、それ自体の色彩を基準と照らし合わせて審査することとなります。

梶原委員 わかりました。

山島会長 ありがとうございます。  
他に意見等ございますでしょうか。

渡辺委員 議案第1号、第2号はこれでいいのですけれども、現在、駅西口の奥に2軒ほど家を建てており、これに対する基準の適用はないのですよね。するとその所は、今後どのように対応していくのか気になるのが一点。  
もう一点は、今回の審議とは離れるかもしれませんが、駅前広場の景観はいいのですが、4号線までの道路については、整備されてかなり広がると思うのですが、その沿道について、今後、景観形成重点地区の指定を考えているのかどうかをお聞きしたい。

飯塚幹事 建物については、西口の駅の正面に建てられており、今回の基準につきましては既に個別に説明はしております。ただし、建築の計画の細部まで確認してはおりません。今回審議いただいている内容自体が、まだ条例として定まっていないものですから、これらの規制は適用することは出来ず、手続き上も特にありません。  
基準と比較すると、今回の基準は外壁の明度が6以上となっているのですが、外壁の明度が若干基準に合わない暗さかも知れません。

山島会長 マンションではなくて戸建てが二棟建つのですか。

飯塚幹事 そうです。一戸建ての住宅が建ちます。

山島会長 わかりました。

飯塚幹事 それから4号線までのお話につきましては、前回は話題になったところでございまして、今日も宇都宮土木事務所さんにもご出席いただいておりますけれども、事業については着々と進んでいると伺っております。  
また、景観づくりにつきましては、1月17日に、駅前広場から4号線までの道路である、雀宮停車場線の沿線の方に向けた説明会をさせていただきました。その際、権利者の方全員に

飯塚幹事

お知らせした所でございます。

説明会では、雀宮停車場線において、このような基準でやりたいというお話をし、出席いただけなかった方に対しても、説明内容をお送りしているところでございます。

そういったことで、道路拡幅整備に合わせまして、景観形成重点地区を雀宮停車場線沿線まで延ばしていこうと考えております。地区指定の流れとしましては、まず今日審議している区域を先行して指定させていただきまして、雀宮停車場線につきましては、1年後位を目標に、指定できるように取り組んでいきたいと考えております。

戸倉委員

今、私の所が国道4号を管理しているものですから今の話に絡めますと、4号線も用地買収をしながら歩道整備を行っております。そういう中で、最終的な出来形として、景観への配慮をどこまで協力できるかということは、前向きに検討出来ますので、地区を広げて行きたいという事であればぜひ我々も協力させていただきたいと思っております。

山島会長

ありがとうございます。取り組む際は、一緒に協議しながら進めて下さい。

山島会長

他にいかがでしょうか。

赤羽委員

駅東口の駅前を見ていた時に景観的にそぐわないと思ったのは、新幹線の橋脚なのですが、あのコンクリートの塊が直接見えるのですが、特に午後になりますと、光の影響により影がかなり暗く見えてしまいます。他の都市ではどうかというと、高層建築が見えたりしているため、そちらの色で周辺に溶けてくるのですが、雀宮駅の東口は、陰になったコンクリートが異常なボリュームとして迫ってくるように感じました。

ですから、この辺を逆に私は勉強したいと思っております。あのよう新幹線の橋脚のコンクリートに、多少、駅前だけでもペイント等を施すなど、法的な意味でそういう可能性があるのかどうか教えていただきたいと思っております。

戸倉委員

一般的に考えて、構造的に影響はないので、地元の総意がまとまれば出来ないことは無い気はします。

- 山島会長 やるならどうぞ自費でという話ですね。維持管理もちゃんとやってくださいという事になると思いますね。
- 戸倉委員 もちろんお金は出せないと思います。  
我々も、道路下の高架橋脚などでは、今まではオフリミットにしていたのですが、最近はその事にも応えていこうという雰囲気はありますし、JRも同じだと思います。ただし、やはり管理とお金は申請者側でという話になると思います。
- 山島会長 雀宮駅は新幹線と在来線があって、在来線に乗っていると駅の東側が見えない造りになっております。今回は、駅の東側と西側で景観づくりについて議論しておりますが、この間の区域がどうしようもないですよ。一般的に、地区指定などを行う際は、一体とした区域で行うと思うのですが、非常に真ん中の区域が困りますよね。  
今、赤羽先生がおっしゃったように、新幹線の橋脚でもがっかりするかも知れませんが、真ん中見るともつとがっかりすると思います。でも、やれる所からやらないと仕方ないですよ。
- 山島会長 質問なのですが、西口の写真で、左側の方に広告が出ています。これは今回の基準には合わないですが、この広告物の掲出期限は条例上どうなるのですか。
- 飯塚幹事 説明資料の1ページの右下をご覧くださいと思います。経過措置というのがございまして、景観形成重点地区指定の時点ですでに建設されている建物については次の更新時、作り替え、色の塗替えの時に合わせて下さい、という事で届出対象になりました、この基準が適用されます。  
許可を受けて掲出されている屋外広告物については、地区指定の日から3年間は引き続き表示できるものとしております。
- 山島会長 この広告は、3年間はまだあるという事ですね。
- 富委員 細かい点なのですが、全体写真の中にも少し見えますが、駅西口では、自動販売機が相当置かれるのではないかと思います。今、たまたま写真の左側に真っ赤な自動販売機が置いてあります。これが駅前にずらっと並んだ場合、いくら壁面や屋根を規制しても、景観的に問題があるのではないのでしょうか。



- 富委員 非常に難しいと思うのですが、自動販売機の隠し方のようなものが指導できないか、という事を感じるのですが。  
自動販売機だけではなくて、のぼり旗等も該当すると思います。
- 山島会長 野立ての看板等は屋外広告物で規制出来ますけれども、この自動販売機は難しそうですね。
- 富委員 商業者から見れば、目立つ所に、目立つ色で置きたいのだと思いますけれども。
- 飯塚幹事 まず、届出の対象になるかどうかという所でございますが、自動販売機については、現在、工作物としての建築確認が要るようなものではないものですから、工作物として規制するのはなかなか難しいと思います。  
あとは、広告物に該当するのではないかという意見もあるかも知れませんが、これにつきましては、自動販売機は自家用広告物に該当すると考えられるため、その広告物を出させないというのは難しいと思います。  
ただ、全体的なルールを地権者や周りの商店の方によくお知らせして、段々と変えていただけるような事が出来ないかという事で進めることは可能だと思います。
- 山島会長 この地域で協議会みたいなものを作って、自主的に決めてやることは出来るのですか。
- 飯塚幹事 自主的にルールを決めて行うことはできると思いますが、雀宮駅周辺には、商店街もなく、核となる組織がないものですから、なかなかまとまる手立てが無いような状況になると思います。
- 山島会長 自販機は日光に行くとききれいな自販機にしていますよね。そういうのは自主的にその地域でやるしかないのかもしれないですね。
- 富委員 あと、同じような話ですが、コンビニが今後出来る可能性があると思います。自動販売機と同じで、当然目立たせないで商

富委員 業が成り立たないという部分があるかも知れませんが、コンビニも点としてはかなり強烈な色になってくると思います。

壁面とか屋根は規制出来ても、展示物がかなり景観を損ねるものがありますので、そこも合わせてきちっと統一していかないと、重点地区としての良好な景観の形成に支障が出ると思います。

山島会長 ここはコンビニは建つかも知れないですね。京都ではコンビニに強烈な規制をしていますよね。

橋本委員 会長、今の件でよろしいでしょうか。

説明資料の3ページ右側の「色彩誘導のイメージ」があるのですが、その例によりますと、上の図は下地がコーポレートカラーのような赤色で白抜き文字、左側にマークが付いています。誘導後の例では、背景と文字の色を反転させてコーポレートカラーを残しており、マークはそのままであっても、自由に使用できる色彩の1/3に収まり、とてもこれはいいイメージだと思います。先ほどのファサードサインもこれに関わってくるのではないかと思います。地色の1/3が自由に使用することができる色彩というのは、マークやコーポレートカラーはある程度使用できるので、とてもいい面積だと思います。

山島会長 他にいかがでしょうか。

小花委員 個人的な意見になってしまって申し訳ないのですが、景観形成の目標が「安らぎと賑わいが調和した景観の形成」ということですが、賑わいというには少し寂しい感じがして、やはり、商店というのがキーワードになってくるのだと思います。宇都宮の中心市街地などでは、起業する方に対する助成金の制度があり、いろいろな人が小さなお店をチャレンジしやすくするような事をやっていると思うのですが、雀宮辺りでもそのような事をして、小さな店がいくつか連なってくると少し賑わいも出てくるのかなと、個人的な意見として挙げさせていただきたいと思います。

山島会長 雀宮駅周辺でお店を開くというのは、一駅行けば宇都宮であり、車ですぐですから、コンビニ以外はなかなか難しいと感じます。

- 山島会長 雀宮駅周辺は、新しく駅前広場が出来ており、そこに降りた時に、それなりに景観が整っているという事で満足するしかないかも知れませんね。
- 小花委員 高校や図書館の利用者の方は東口になってしまうため、その点でも西口での賑わいにつながらないかもしれませんね。
- 山島会長 駅の東西を簡単に行き来できればいいのですが。また、駅東口は調整区域になっているため、店も出来ないわけですから、より賑わいにつながりにくいですね。
- 小花委員 もったいないですね。
- 山島会長 そうですね。何かのタイミングで調整区域を外したいなとも思うのですけれど。  
もう少し市街化区域を広げられるとまちなみも豊かになり、そうすると、良い図書館と高校があるので、東口は賑やかな玄関口になると思います。
- 山島会長 ではご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたしたいと思います。  
議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」及び議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」は、「原案通り異存なし」としてよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 山島会長 ありがとうございます。それでは、原案通り異存なしとして答申いたします。  
以上で本日の議事は終了致しました。

